

【議題】介護保険施設等の整備計画について

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

春日井市から、公募による介護老人福祉施設（定員 60 名）の指定について、事前相談票が提出された。

法 人 名	公募により整備予定者を選定する
法 人 所 在 地	
整 備 予 定 地	春日井市内
整 備 予 定 定 員	60 名
開 所 予 定	令和 7 年以降

- 本計画は、令和 6 年度の整備枠 0 名を超える 60 名であるが、計画最終年度の整備枠 60 名の範囲内である。
- 本計画については、春日井市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 4 第三号の規定に基づき、書面開催した「尾張北部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）に諮ったところ、圏域内の全市町（5 市 2 町）の了解が得られている。また同要領※第 5 第二号の規定に基づく前倒し整備についても了解が得られている。

※【参考】

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第 5 第 4 第 1 項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 法第 118 条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下、「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。

二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

2 介護医療院

医療法人清友会から、介護医療院（定員 6 名増）の許可について、事前相談票が提出された。

法 人 名	医療法人清友会
法 人 所 在 地	犬山市字裏之門 5 0 番地
整 備 予 定 地	犬山市字裏之門 4 1 番地 2、4 1 番地 3
整 備 予 定 定 員	6 名 増（6 名→1 2 名）
開 所 予 定	令和 6 年 1 0 月

- 介護医療院の令和 6 年度整備枠は 6 名であり、今回の整備予定定員はその範囲内である。
- 本計画については、犬山市の参考意見を求めるとともに、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 4 第三号の規定に基づき、書面開催した「尾張北部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」（ワーキンググループ）に諮ったところ、圏域内の全市町（5 市 2 町）の了解が得られている。